第26号 2003年1月

# 公益法人会計基準の見直し案の検討

# Study on the Revision Plan for Accounting Standards of Public Service Corporation

野村秀和 Hidekazu NOMURA\*

#### Abstract

The revision plan for accounting standards of public service corporation in japan has published in december 2001. The examination of this reform plan has started from scandals of public service corporation. The revision plan has indicators of business efficiency in the book of netasset counting and conforms to business accounting standards except special reasons. Then, the introduction of opinions on the revision plan follows as cpa's, famous cpa murayama and jicpa's. Not for profit organization included public service corporation cannot pay a dividend, but have to take capital funds and keep to be profitable for long terms. NPO's business success is indispensable to network with citizen, private enterprise and administration. This revision plan for accounting standards of public service corporation has to contribute to mission of NPO.

目 次

はじめに

「中間報告」の公表の背景

「中間報告」での変更点

「中間報告」の見直しにみる論点の特徴

「中間報告」に対する諸意見

『月刊公益法人』に掲載された意見

公認会計士村山徳五郎氏の意見

日本公認会計士協会の意見

公益法人の実態を踏まえた会計基準の見直し

<sup>\*</sup> Professor, Faculty of Economics, Nihon Fukushi University

キー・ワード 公益法人 会計基準 収支計算 効率性 補助金 正味財産 キャッシュ・フロー 予算準拠主義 中間報告

#### はじめに

公益法人会計基準は、昭和52年(1977)に制定され、昭和60年(1985)に改正されて今日に至っている。その間、公益法人をめぐる経済的、社会的環境は大きく変化しており、企業会計の分野においても、国際的な調和を配慮した会計基準の改訂が行われてきた。

このような状況を受けて、公益法人会計基準について総務省での検討が続けられていたのであるが、平成13年(2001)12月に「改善を要すると思われる事項、今後さらに検討すべき事項等」についての(中間報告)「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理」(総務省大臣官房管理室公益法人行政推進室)がまとめられ、公表された。

本稿は、この「中間報告」についての批判的検討を課題としている。

# 「中間報告」の公表の背景

大きな流れとしては、平成 12 年 (2000) 12 月 1 日の閣議決定「行政改革大綱」に基づき、「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」(平成 14 年 (2002) 3月 29 日 閣議決定)が発表され、公益法人制度の全体的な改革が進行中である。

これに先駆けて、日本公認会計士協会は、「『公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せによる公益法人監査の取扱い』に係る監査導入時の留意点について」という文書を、平成14年(2002)1月17日付きで公表している。その中で「公益法人監査は、公益法人の不正事件を契機に、今後の厳正な指導監督を徹底するために緊急に導入されたものであり、平成13年度より実施されることになっている」と指摘しており、公益法人会計基準の見直し「中間報告」の公表に続いて、公益法人監査の導入が実施されることになったのである。政府文書とは違い、日本公認会計士協会の常務理事名での文書には、公益法人の不正事件を契機に、厳正な指導監督を徹底するために、緊急に導入されたものであることを率直に述べている。

また、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成 14 年 (2002) 3 月 29 日閣議決定)の中では、「 . 補助金等の見直し」の部分で、第三者分配型補助金等(1) と補助金依存型公益法人(2) については、「解消を図る」方向を打ち出すと同時に、役員報酬に対する国の助成についても、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとしている。

公益法人会計基準の見直しに関する中間報告は、以上に述べたような公益法人制度の改革の一部を構成しているのである.

# 「中間報告」での変更点

現行の公益法人会計基準は、以下に示す 10 項目より構成されている。

- 第1 総則
- 第2 収支予算書
- 第3 会計帳簿
- 第4 収支計算書
- 第5 正味財産増減計算書
- 第6 貸借対照表
- 第7 財産目録
- 第8 計算書類の注記
- 第9 書類の保存
- 第10 会計処理規定

これに対し、「中間報告」の章別構成は以下の通りである.

- 第1章 はじめに
- 第2章 公益法人会計の目的
- 第3章 公益法人の財務諸表の体系
- 第4章 収支予算書及び収支計算書
- 第5章 キャッシュ・フロー計算書
- 第6章 正味財産増減計算書
- 第7章 貸借対照表
- 第8章 連結財務諸表
- 第9章 個別の会計処理―企業会計との調整問題
- 第10章 ディスクロージャーの充実
- 第11章 小規模な公益法人等に係る特例措置

まず、形式的変更項目を見てみよう、現行基準から削除された項目は、以下の通りである、

- 第3 会計帳簿
- 第9 書類の保存
- 第10 会計処理規定

内容的には、これらは当然中間報告に引き継がれるものであるが、独立項目として掲げる必要 はないということであろう.

#### 日本福祉大学経済論集 第26号

「中間報告」での追加項目は、以下の通りである.

第5章 キャッシュ・フロー計算書

第8章 連結財務諸表

第9章 個別の会計処理

第10章 小規模な公益法人等に係る特例措置

これらの追加項目は、現行基準の見直しの考え方を具体化した内容でもある.

# 「中間報告」の見直しにみる論点の特徴

次に、実質的な変更内容を見てみよう、これは、見直しの契機となった現状認識に大きく影響 を受けていることが分かる.その第1は.昨今の低金利による利息収入の減少.不況のための会 員数及び寄付収入や会費収入の減少等を受け、公益法人のより効率的な事業運営が求められるこ とに対応した、事業効率性に関する情報の充実である、第2は、一部の公益法人による不祥事等 を受け、公益法人の指導監督をより効果的に行うための事業活動の透明化である、第3は、最近、 企業会計の分野では、会計基準の新設・改訂──例えば、連結財務諸表制度の充実、キャッシュ・ フロー計算書、減価償却、リース取引の会計処理、退職給付の会計処理、有価証券の評価、貸倒 れの見積もり、税効果会計、企業会計基準への準拠など──が相次いでおり、公益法人会計基準 もこうした変化を踏まえた「基準」の充実が望まれているという認識である(第1章 はじめに). さらに、公益法人が作成する財務諸表の利用者の範囲が、企業会計よりも拡大されていること である、現行会計基準では、計算書類の提出先は、理事会、社員総会等の意思決定機関と所管官 庁であった.これを「公益法人は、公益を目的に活動する法人であるから、一般の国民もその活 動内容に関心を持っている.また,税の優遇措置を受け,政府の補助金を受給している場合もあ り、納税者としての国民の視点も重要である」という理由を挙げて、「広く国民又は納税者」を 利用者の中に含めたのである、そして、このような利用者の範囲の拡大を理由に、「計算書類」 という用語をわかりにくいとして、一般に用いられている「財務諸表」に変更し、その構成内容 も変えてしまったのである.

公益法人会計は、寄付者等から受け入れた財産ないし資金に対する受託責任を負っているので、この責任を示すことが求められている。したがって、事業活動に使用される資金の収支計算書をもっとも重要な計算書類としてきたが、これでは継続的な用役提供能力を評価するための指標が提供されないという限界を指摘し、正味財産増減計算の一層の充実を図る必要性を提起するのである。この考え方の基礎には、公益法人の資産及び負債の構造が複雑化してきたことを指摘し、正味財産の増減額の純額表示から、総額で示す様式を提起するのである。そして、このことにより、事業の効率性に関する情報を提供できる会計になるとし、併せて、キャッシュ・フローの状況の報告も必要と主張するのである。これらの考え方は、「公益法人の財務諸表は、国民又は納税者にとって理解しやすいものである必要があり、特別の理由がない限り、企業会計において作

成される財務諸表と同様のものとすることが重要であろう」という認識によって支えられているのである.

また、「予算準拠主義に基づいて作成される収支計算書では、厳密には、歴史的事実としての キャッシュ・フローの状況を示すことができない」と断定し、収支計算書を財務諸表外に置き、 キャッシュ・フロー計算書を財務諸表の体系に含めたのである。

さらに、今回の見直しに当たって、普遍性の高い基準の設定を強く意識しているのも特徴といえる。この理由として、「比較的事業規模の大きい公益法人を想定して会計基準を定め」るとあり、その結果として、普遍性を備えた内容を望ましいとすることになる。その上、国際的にみても普遍性の高い内容とするため、米国における非営利法人会計基準等も参考にしたと述べているのである(第2章 公益法人会計の目的)。

現行の会計基準では, 計算書類は

収支計算書

正味財産増減計算書

貸借対照表

財産目録

の4つで構成されている

「中間報告」での財務諸表は

正味財産増減計算書

貸借対照表

キャッシュ・フロー計算書

の3つに絞った.しかし、財務書類という用語を用いて、現行基準との矛盾を緩和させているのである.

すなわち, 財務書類は

収支予算書

収支計算書

財務諸表

財産目録

で構成されるのである.

この結果,広く国民に公開されるのは、財務諸表であり、これは企業会計の財務諸表の体系と調整したものと説明されるのである。これによって、従来、公益法人会計の第1義的な計算書類であった「収支計算書」の地位が、決定的に低下させられたということになる。収支予算書は、財務会計の書類ではないという理由で、現行基準の計算書類の中にも含められていないが、収支計算書については、「重要性が低下しているわけではなく、引き続き理事会、社員総会等にも提出されるべきものであり、法人の運営手続面の取扱いは従来と異ならない」と弁明していながら、その位置付けは、第一義的には、内部関係者への報告・開示である。財務書類も一応開示される

#### 日本福祉大学経済論集 第26号

ことになってはいるが、財務諸表の積極的開示に比べると消極的な姿勢は否定できないといえよう. 将来、財産目録の開示規程が削除される時期に、開示書類は財務諸表だけに限定される可能性は高いと推測されるのである. その時には、財務書類は、内部関係者と所管行政機関への報告書と位置付けられることを予定していることは容易に推察できることである(第3章 公益法人の財務諸表の体系).

## 「中間報告」に対する諸意見

総務省は、この中間報告の発表に際し、「今後の検討に資するため、国民各位の御意見又は御 提案を広く募集します」と呼びかけた、この呼びかけに応えた主な意見が、雑誌などに掲載され ているので、その一部を以下に紹介しておこう。

## 『月刊公益法人』に掲載された意見

ここに示した意見は、公益法人との係りを持つ研究者や公認会計士の方々のもので、公益法人の実態や役割からの問題提起や実務的な提言なども含んではいるが、概して、「中間報告」が提示する現状認識や論点について肯定的に受け止めているとみられるものである。したがって、批判的提案を述べている論文についてのみ、その要旨を簡明に附加した。

若林茂信 (公認会計士) 「公益法人会計の黎明――公益法人会計基準の画期的構造改革」

Vol. 33 No. 2 2002

服部信男 (公認会計士) 「「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理」(中間報告) についての若干の考察」 Vol. 33 No. 2 2002

江田 寛 (公認会計士) 「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理 (中間報告──その 意義と評価について──」 Vol. 33 No. 2 2002

長谷川哲嘉 (流通経済大学教授,総務省公益法人会計基準検討会委員)

公益論壇「非営利会計の混迷」 Vol. 33 No. 3 2002

杉山 学 (青山学院大学教授) 「公益法人会計基準の見直しの動向」

(企業会計と公益法人会計は基本的には同一のものと理解すべきか否か、公益法人という組織体の性格を社会全体でどのように把握するのかという点まで戻って更なる検討が必要)

Vol. 33 No. 3 2002

#### 古庄 修 (亜細亜大学短期大学部教授)

「新たな公益法人観と公益法人会計基準――『中間報告』の公表によせて――」 (財務書類その他の会計情報を包括する事業報告書の意義を強調することも重要)

Vol. 33 No. 3 2002

中務裕之 (公認会計士) 「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理 (中間報告) につ いての意見」

(大規模公益法人を前提とした構成をやめ、中小法人を前提とした記述にし、それを原則とした上で大規模法人については、追加の書類または会計処理を求めるという構成に)

Vol. 33 No. 3 2002

長谷川哲嘉・服部信男・金子忠彦 (横浜市スポーツ振興事業団経理担当係長) 特別座談会「『公益法人会計基準の見直しに関する中間報告』を正しく理解するために」 Vol. 33 No. 4 2002

#### 公認会計士 村山徳五郎氏の意見

公認会計士村山徳五郎氏は、非営利組織会計の大家で、実務と理論に深い見識をお持ちの長老としてよく知られている。今回の見直しに関する「中間報告」に対し、「企業会計」誌 (Vol. 54 No. 6 2002) に特別論文として投稿された意見を見ることにしよう。

#### 予算制度と予算準拠主義について

「公益法人の存在は、事業計画と収支計算書を含む広義の予算制度を抜きにしては考えられないのである」、それは「法人存立の基礎である。それは単に「公益法人の事業活動を統制する目的。つまり「理事者等の事業計画に基づいた忠実な業務執行を確保するという目的に役立つ。(2-3)というような管理目的、統制目的のための任意の用具ではない。企業の予算統制とは異なる」、次に、「ここでの「予算準拠主義」は、予算にひきずられた歪んだ実績計算という意味の、いわば現行収支計算の実務に対する否定的・消極的評価を行う上での論拠として用いている」、しかし、「収支計算書の慣行が、単なる金銭の出入の歴史的事実を超えて、事業計画に即しつつ事業執行の経過を資金の収支をもって能う限り合理的に表現しようとの工夫の成果であることを知るべきであろう」と述べられるのである。

また、収支予算書と収支計算書を財務諸表の体系から外す点について、「収支計算書は、まさに法人の事業活動の状況を総合的に利用者に伝達することを目的とし、かつその面でもっともすぐれた計算書であり、中間報告でいう外部報告目的の財務諸表が束になってもかなわないところがあるのではないか」とまで言いきっておられるのである。

#### 国民又は納税者の視点について

「建前はいかにも耳に入りやすいが、それではいったい国民または納税者はいかなる時にいかなる必要にもとづいて個々の法人の財務諸表に関心をもつのか」、理解しやすいということで、企業会計にならうとしているが、「果たして、企業会計は広く国民または納税者にとって理解しやすい存在なのであろうか、発生主義会計がわかりづらいところから、キャッシュ・フロー情報が必要になったのではないか、またそのキャッシュ・フロー計算書で現在目にすることのできる

#### 日本福祉大学経済論集 第26号

もの (これは無論公開企業のものである) が果たして理解しやすいといえるのか」.

国際的にも普遍性の高い基準の追求が、「米国の FASB による基準書にならうことが、直ちにわが国の公益法人会計基準として『国際的に見てもより普遍性の高い基準』(2-4) を意味すると考えるのは早計である」と指摘される。

「むすびに代えて」のところでも、国民または納税者の視点に再度触れて、「企業会計ではとりたてて採り上げられなかった『視点』が重視された結果、少なくとも相対的に理事者等の関係者――それは同時に会計を行う者でもあり、最も切実にその結果を利用する者でもある――の立場が基準の扱いの上で相対的に地位低下をおこしていることは否めまい」と指摘されている。

#### キャッシュ・フロー計算書について

鎌田信夫教授の見解である直税法と間接法は、全く異なる目的を持つ異質の計算書であるとの引用を踏まえて、「何故理論的にも実務的に完熟したともいえないキャッシュ・フロー計算書などを取り込もうとするのか、私にはまったく理解しかねる」と指摘されている。

#### 正味財産増減計算書について

事業効率性を判断する計算書とされているのだが、「公益法人の運営に対しても当然効率性が 求められるが、いまさらいうまでもなく公益法人は本来、正味財産の増加を目的としない、正味 財産増減計算書の何が効率性の指標となるのかを、計算書の具体的な表示において明らかにすべ きである」と指摘されている。

さらに表示区分としての拘束性に関して以下のように述べられる。「非営利組織体にとって配当や分配の必要はそもそもない。債権者に対しても、ここでの拘束、非拘束の別に本質的な意味のちがいはないはずである。「国民」一般は財産上の拘束の多寡が法人活動の制約に関係ありとでも思うのであろうか。財産の拘束性の有無、もしくは多寡による区分は、あえていえば理事者による財産運用に制限をおく必要に発するものなのであろう。つまり、内部管理目的である」と、

#### むすびに代えて

低金利や不況による寄附金収入の減少など法人の存続にかかわる「当面の深刻な課題に対しては対処方策のレベルが違う. 現在の圧倒的な収入不足を救えるのは, 残念ながら会計ではない. 会計にはやれることと, やれないことがある. その辺の見分けを冷静かつ客観的に行わないと, 会計と会計基準はかえって社会の信頼を喪いかねない」と説かれるのである.

#### 日本公認会計士協会の意見

この意見は、平成 14 年 2月 28 日付けで総務省に提出されたもので、「JICPAジャーナル」 No. 563 JUN 2002 に掲載されている. 「中間報告」の論点について賛成する部分は以下の通りである.

国民又は納税者の視点

事業の効率性に関する情報の提供

収支計算書を予算執行状況を示す計算書の役割に特化させながら、公開させることとしたこと 収支計算書を、事業活動収支、投資活動収支、財務活動収支に区分すること

正味財産増減計算書をいわゆるフロー式にすること、および永久拘束、一時拘束、その他に 区分すること

貸借対照表の正味財産の部を、永久拘束、一時拘束、その他に区分すること 個別の会計処理について

関連当事者間取引等に関する情報

#### 「中間報告」の論点についての意見

- ・企業会計と同様のものとするという点については、「企業会計をはじめ、公会計、他の非営利会計を参考とし、公益法人改革を踏まえた公益法人の財務諸表の利用者の利用目的に適合した会計基準とすることが必要と考えられる」と指摘している。
- ・キャッシュ・フロー計算書については、「財務諸表の体系から外し、個々の公益法人の特性 により必要な場合を特例等で定め、財務諸表の付表として作成を義務付ける」こととする.
- ・普遍性に関しては、「現在進められている公益法人改革を踏まえたわが国の公益法人の実態にあった会計基準の作成は、民法34条の公益法人を対象とすることを明確にする」としている。
- ・連結財務諸表については、「制度的に必ずしも適合するものではないと考えられる. どのような場合に連結財務諸表が必要となるかを今後十分に検討し、連結財務諸表が必要な公益法人について作成を義務付ける」こととする.
- ・財務諸表と財務書類については、「二重構造であり理解しにくいものとなっている. したがって、財務書類の概念を除き、財務諸表に一体化する. 財務諸表の体系は、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録となる」と主張するのである.
- ・拘束正味財産は寄付者等の意思に基づいて留保する財産に限定されているが、「民間の創意 工夫を促すために、法人の自治を尊重する観点から、一定の条件のもとに「法人の最高意思決 定機関の議決に基づき留保する額。を計上することも認めることが望まれる」と述べている。
- ・用語・名称・経過措置については、正味財産は純資産等とすることが望ましい。正味財産増減計算書の名称は今後検討を加え、公益法人の事業活動を具体的に示す名称とすることが必要であるう。今回の見直しの適用は、十分な周知期間と経過措置を設ける必要がある。

# 公益法人の実態を踏まえた会計基準の見直し

「『中間報告』の公表の背景」で触れたとおり、公益法人会計基準の見直しの直接の契機は、公益法人の不正事件であり、政府としては、天下り先の公益法人の指導・監督を強める姿勢を打ち出すことが政治的にも緊急の課題となったからに他ならない。

第三者分配型補助金を執行する公益法人は、典型的な第二行政機関である。また、補助金依存型公益法人や役員報酬への国の助成などを受け取っている公益法人は、行政機関の実質的な保護による退職高級官僚の天下り公益法人といえよう。このような状況は、構造改革を進める政府にとって、行政改革のメスを公益法人についても入れざるを得ない事情として認識しておく必要のある土壌となっているのである。

こうした事情を認識するならば、所管官庁の指導・監督の強化という通り一遍の措置だけでは、強い批判をかわすことはできないことが理解できよう.公認会計士による監査の導入が、大法人に対象を限定したとはいえ、提起されざるを得ない背景は、このような事情を踏まえるならば、その緊急性も含めて納得できるということになる.

公益法人に対するこうした指導・監督の強化は、財務諸表の利用者の中に、「国民又は納税者の視点」という従来の当事者とは質的に異なる利用者を創出することで、理論的な整合性を持つことが出来るようになったのである。そして、特別の理由がある場合を除いて、公益法人会計基準は、企業会計と同様のものとするとして、公益法人経営の不祥事に対し、企業会計さらにいえば証券取引法会計制度の水準のディスクロジャーとアカウンタビリティを求めることにしたのであろう。

したがって、当然、会計士監査導入の対象となる大規模公益法人を念頭において見直しが実施されたということになる。多くの中小規模の公益法人にとっては、厳正な会計処理や開示の点で、あるいはそのマネジメントの内容で、問題が全くないとはいえないにしても、巨悪の腐敗は、それほど多くはない。巨額の補助金や役員報酬の助成を受け取り、補助金の第三者分配を行政からの委託業務とする大法人にこそ社会的に批判を受けるような不祥事が発生しているし、また、発生の可能性が高いのである。だから、これらの事態に対処するために、会計的対応として通常想像さえも出来なかった連結財務諸表の導入が、公益法人会計基準の見直しの中で登場することになったのであろう。

このように、大状況の下での今回の見直しをみていくならば、一部大規模な公益法人の腐敗を、会計処理の改善やその開示の拡大によって、歯止めをかけたいとの思いは理解できないことはない。しかし、ここに述べてきた不祥事は、会計基準の見直しによって是正されるような生易しい内容ではないことは明らかである。一部であるとはいえ、行政改革をすすめる政府自体が深く絡み合った天下りと補助金を手段とした第二行政としての公益法人の本質から発生している問題なのである。これを官僚組織が自己改革できると見るのは甘いと言う他はない。うがった見方をす

れば、公益法人をめぐる不正事件の解決を、会計基準の見直しや監査の強化にすりかえて、社会 的批判を一時的に回避しようとしたと見られても仕方のないことかもしれない。関連当事者の善 意の努力は認めるとしても、それで是正されるような簡単な問題ではないからである。

また、この見直しの中で、会計固有の論理を駆使して、公益法人会計を限りなく企業会計に近づける努力がなされてきたと考える。公認会計士や会計研究者の思考として、事業という面からの接近をはかれば、善意による結果とも見ることが出来ようが、影響力を持つ大規模公益法人の現実的役割という視点からは、説得力を持たない形式論理ということになろう。

資本集中や利益分配のために一定の役割を果たしている企業会計とは違い、公益法人にとって、 資本市場での会計の役割は基本的に存在しない、公益法人の使命(ミッション)遂行の事業活動 に対する共感が、市民からの寄付や会員参加を生み出しているのである。これが、公益法人の正 常な姿なのだが、もう一つ別の顔が見えてくる。それは、許認可機関でもある行政の代行組織と しての公益法人の現実である。

基本財産の提供や補助金の供与そして行政からの委託事業は、このような関係にある公益法人の自立性を形骸化し、実質的には第二行政機関でありながら、形式上第三者機関とされるのである。高級・中級の官僚の天下り先となっている場合、官僚の上層部だけでなく、生え抜きの中堅幹部公務員をも巻き込んで、このような運営に対して、好意的中立の姿勢に変えてしまうことは容易に理解できよう。内部告発による不正事実の公開は、難しくなるのは当然の結果といえよう。

公益法人に対する国民の関心は、その法人の使命(ミッション)であり、それをきちんと執行しているかどうかである。それに関連して、不正の無いこと、天下りの少ないこと、法人幹部の報酬額や退職金が社会的常識の範囲内であることなどであろう。これらは、収支予算書と収支計算書及びその内訳資料によって報告されてきた内容でもある。これらを内部関係者向けの報告書と位置付けて、外部報告用の財務諸表から外しているのであるが、公益法人の実態に関心を持つ国民の視点は、まさに、予算と決算にみられるこれらの数値ということになるのである。

公益法人の事業の影響を直接受ける関係にある市民はともかく、配当の制度もなく持分のキャピタルゲインの稼得もない公益法人に対しては、その事業内容に関心はあっても、財務諸表に特別の関心を持つことは考えられない。所管官庁を除いて、関心を示す民間組織が存在するとすれば、アドボカシー機能を有する NPO ぐらいであろう。

その場合も、収支予算書、収支計算書が第一に注目されることはいうまでもない。それにもかかわらず、会計固有の論理を演繹的に使い、外部報告目的の財務諸表から収支計算書を除外するのは、善意ではあっても公益法人会計基準の固有の本質を意識的に無視したといわれても仕方がないであろう。

公益法人に限らず、非営利組織体は、原則的に利益の分配ができない. 持分の売買によるキャピタルゲインを取得する資本市場も存在しない. しかし、資本としての基本財産の獲得、事業採算の長期安定的な維持は、非営利組織体の使命遂行上不可欠なのである. それを支えるのは、事業が公益法人の掲げるミッションを遂行しているという市民・企業・行政との信頼関係以外にな

**۱۱**.

それは、企業会計のような価値市場での利益測定の世界ではなく、使用価値評価によって意思 決定される社会的信認の世界の中にあるのである。企業会計の制度や実務によって蓄積された合理的ノウハウは、公益法人会計でも活用されるべきであるが、公益法人会計は、基本的には、このような社会的信認を数値として支えるものであろう。われわれの身近に活動する公益法人は、中小規模の組織が多い。その事業も複雑ではない。情報公開制度による事業報告書や計算書類の開示で、社会的牽制システムは十分に機能するであろう。所管官庁の指導内容も情報として開示を求めることが出来ることが必要である。

第二行政としての公益法人をさらに巨大な組織として育て、そこに独占的に事業を委託する方向は、行政改革により否定されたものである。会計の見直しが、否定された方向を向いているのでは、何のための見直しかが問われることになろう。市民に身近な存在としての公益法人は、スリムな組織としてその役割を生かしていくことが行政改革の本来の道であろう。公益法人会計基準の見直しは、上場企業をモデルとするのではなく、公益法人の使命達成を目指すものであって欲しい。

#### 注

- (1) 公益法人に国から交付された補助金のうち、5割以上を他の法人等の第3者に分配・交付するものをいう。
- (2) 国から交付された補助金が年間収入の3分の2以上を占める公益法人のこと